

年末調整

「合計所得見積額」を参照している控除額算出処理は？

「合計所得見積額」を参照している控除額算出処理は以下になります。

- ・源泉控除対象配偶者：所得900万以下
- ・配偶者特別控除額：所得1000万以下
- ・配偶者控除額：所得1000万以下
- ・基礎控除額：基礎控除の額に差異が出ます

所得2400万円以下：控除額48万円

所得2450万円以下：控除額32万円

所得2500万円以下：控除額16万円

- ・ひとり親控除額：所得500万以下

- ・寡婦控除額：所得500万以下

一意的なソリューション ID: #1247

製作者: kscsupport2

最終更新: 2024-02-06 10:20